

東京医科歯科大学病院先端歯科診療センター規則

〔 令和3年9月28日 規則第143号 〕

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学病院先端歯科診療センター（「センター」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 センターは、病院長の管理の下に、高度で専門的な歯科治療を効率的に提供することを目的とする。

(職員及び職務)

第3条 センターに、次の職員を置くことができる。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教員
- (4) 医療技術職員
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻、大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

3 センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。

4 副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻、大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

6 第1項第3号から第5号の職員は、センター長及び副センター長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第4条 センター長及び副センター長の選考は病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。

- 3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をもたらした場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 センター長又は副センター長が任期途中で欠けた場合の後任のセンター長又は副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、センター長又は副センター長に医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（雑則）

第5条 センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営会議において審議する。

- 2 この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施に関し、必要な事項は、センター長が別に定める。

（その他）

第6条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。